

一般社団法人 島根県理学療法士会 学会や研修会等の中止・延期規程

<学会や研修会等の中止の判断について>

自然災害や重症感染症の拡大(例:新型インフルエンザ、コロナウイルス等)が予想される場合、状況を総合的に判断し学会・研修会2日前の17時頃までに、行事の全部あるいは一部中止、延期などの可能性があるかを判断し、島根県理学療法士会ホームページやメールマガジン、SNS等に掲載して参加者に通知する。

その場合には、下記の判断基準を参考とし、最終的な結論の公表時期についても参加者に通知する。

<行事中止や延期の判断基準>

1)開催地の公共交通機関、高速道路または一般道に影響を及ぼすような暴風警報、大雨警報、洪水警報、豪雪警報などの**特別警報**が1つ以上発令された場合。

- ・ **当日7時の時点**で解除されていない場合は、当日午前の行事を中止する。
- ・ **当日11時の時点**で解除されていない場合は、当日午後の行事を中止する。
- ・ 当日の夕刻から重要な行事を予定している場合で、天候の回復が見込まれる場合は**13時の時点**で再度判断する。

2)上記警報が解除されていても、運営側が危険と判断した場合。

3)その他の危機事象(地震、火災、感染症等)によって、運営側が危険と判断した場合。

4)交通機関の大幅な乱れや運休がある場合、又はそれが予想される場合。

<行事開催中に地震等の災害が発生した場合>

当日と以降すべての行事を中止し、直ちに参加者の安全を確保する。

<依頼講師が災害、疾病等により学会会場に来られなくなった場合>

自然災害や疾病などにより他県からお呼びしている講師が来られなくなると想定される場合は、学会2日前の17時頃までに、該当講演の全部あるいは一部中止、延期などの可能性があるかを判断し参加者に通知する。

<学会・研修会中止の決定方法>

1)学会の場合

一般社団法人島根県理学療法士会学術局長、学術局理事、学会部部長および士会会長で審議を行い、その旨を学会長に報告・相談を行なった上で、学会長決裁により学会の中止を判断する。

2)研修会の場合

一般社団法人島根県理学療法士会の研修会開催担当部局長、担当局理事、担当部長および士会会長で審議を行い、士会長決裁により研修会の中止を判断する。

附則

1. この規程は、令和2年6月19日より運用する。